

被災時には、税務上のメリットの余地も！

●災害発生時、申告はいつまで延ばせる？

◆申告期限の2ヵ月延長

水害や地震で被害を受けても、法人税や消費税、所得税の申告義務はなくなりません。とはいえ被災者は生活再建が最優先で、税金の申告どころではないため、申告期限を2ヵ月延長する規定が準備されています。



◆災害地域を限定して発表

災害発生時は、国税庁が申告期限延長の対象地域を定めて発表。ちなみに、東日本大震災では被災地ごとにかなり長期間の期限延長が実施されました。

●納税猶予は原則1年！



◆財産の2割以上の損失を受けた場合

財産の2割以上の損失を受けた場合、税務署長への届出で1年以内の納税猶予を受けられます。

- ・納期限前の消費税、法人税、相続税など
- ・災害前に支給した給与の源泉徴収税額
- ・予定納税額 など

◆納期限が過ぎた税金は担保提供で納税猶予

納期限が過ぎている国税は、“担保提供”を条件に納税猶予（最大2年）が受けられます。コロナ禍の特例で、来年1月末までに納期限が来る国税で、上記同様に納付困難なら、無担保・延滞税なしに。

●前期・前々期の法人税を取り戻す



◆災害損失欠損金の繰戻し還付

災害で発生した損失額で、過去に納めた法人税等の還付を受ける余地があります。損失は「棚卸資産や固定資産についての損失額に限定」されますが、直前期、直前々期に黒字で納税していれば、対応する法人税等の繰戻し還付の対象に！

●消費税の届出は災害後でOK！



課税事業者の選択届や簡易課税制度の利用開始は“前事業年度中の届出”などが原則。ただし災害時は、災害後の届出で被災日を含む事業年度から制度変更できます。

◆原則課税から簡易課税への変更

通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が確保できないため、簡易課税へ変更を希望。

◆簡易課税から原則課税／免税から課税事業者へ

被災した事業用資産の買換えで課税仕入が急増するので、還付申告したい。

◆課税事業者選択を取りやめ

設備投資のため課税事業者を選択した免税事業者が、被災で投資中止となったのでとりやめたい。

●相続財産が被害を受けたら？



相続税は本来、亡くなった日時点で相続財産を評価して相続税を計算し、10ヵ月後の申告期限までに納税します。

もし相続したばかりの自宅が洪水で流されてしまった場合は、どうなるのでしょうか？

◆1割以上の被害で税金の免除や減額へ

相続財産全体で1割以上価値が目減りしたり、建物、車両など個々の相続財産で価値が1割以上目減りした場合、相続税の減額や免除の対象に！

◆申告前で税金が未確定の場合

目減りした財産を低く評価し直した財産をもとに相続税を計算して、当初より少ない税負担に抑えることができます。



◆申告後で税金を分割払い中の場合

すでに申告書は提出済みで相続税を分割で納付していたり、物納申請中で未納となっている期間に被災した場合は、これから納税する相続税部分が免除などの対象となります。

被災前に申告も納税も済んでいた場合は、残念ながら救済策はありません。

●所得税負担を軽くするには？

災害で住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告で、雑損控除か災害減免法のいずれか有利な方を申告することで、税負担を軽減できます。

	雑損控除	災害減免法
対象者	住宅・家財・車両等で生活に通常必要な資産に損害を受けた人	住宅・家財の損失額が1/2以上の人 
効果	所得控除を増やす（＝課税対象額が減る）	納税額を減らす
計算方法	①か②の多い額を控除金額とする。 ① 損失額－ 所得金額 × 10% ② 損失額のうち災害関連支出金額－5万円 	<税負担軽減額> 所得500万円以下 …所得税の全額 所得750万円以下 …所得税の1/2 所得1,000万円以下 …所得税の1/4
ポイント	★災害損失を3年間繰り越せる ★車両損失も対象 ★住民税も軽減される	★減免を受けた翌年以降は減免なし ★所得1,000万円超の高所得者は対象外